

申請者（中小企業等）向けQ & A

Q1.助成対象となる中間応答案件には、「拒絶理由通知の指定期間（延長された応答期間を除く）中に交付の申請が行われ、採択後に応答手続きを行う案件」とありますが、現地代理人から拒絶理由通知とともに、拒絶理由通知の翻訳や応答案が送られてきますが、その費用は助成対象になりますか？



助成対象にならない費用

A. 交付決定後に発生した手続きについての費用を助成対象としますので、交付決定前の手続きについては助成対象にはなりません。（左図を参考にしてください。）

※現地代理人から送られてくる請求書に交付決定前の手続きも含め、まとめて請求がある場合もありますが、**交付決定前の手続きに係る費用と交付決定後の手続きに係る費用と分けて記載**していただくか、国内代理人様に費用の内訳について、ご説明いただくようお願いいたします。

助成対象となる費用

Q2.助成対象となる中間応答案件には、「新規性」又は「進歩性」が指摘された拒絶理由通知に応答する案件」とありますが、具体的にどのような案件になりますか？

A. 拒絶理由通知中に以下の条文があることが対象案件となります。

■米国（USPTO）

新規性（35 USC§ 102）、進歩性（35 USC§ 103）に関する通知があること

■欧州（EPO）

新規性（Article54 EPC）、進歩性（Article56 EPC）に関する通知があること

■中国（CNIPA）

新規性（Article22.2）、進歩性（Article22.3）に関する通知があること

■韓国（KIPO）

新規性（Article29（1））、進歩性（Article29（2））に関する通知があること

Q3.欧州調査報告への応答については対象になりますか？

A.対象となります。

Q4. 助成対象要件に「特許庁の「外国出願補助金（中小企業等外国出願支援事業）」を利用した」とあるが、対象となる補助金が分からない。

A. 以下の特許庁の Web ページの全国実施機関（ジェトロ）、地域実施機関（都道府県等中小企業支援センター名）にある実施機関で外国出願補助金の支援を受けた案件となります。

https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

Q5. 中国では正規の応答期間に庁発送日に対し郵送期間として 15 日間の猶予期間がプラスされますが、その期間は正規の応答期間として数えてよいのでしょうか？

A. 正規の応答期間として数えて構いません。

申請書には 2 段書きで、以下のように記載してください。

応答期間：●年●月●日まで

郵送期間猶予日：●年●月●日まで

Q6. 米国 RCE を申請する際、注意する点はありますか？

A.RCE については実績報告書提出時までに、手続きを実施したもののみを対象とします。ただし、拒絶査定が確定してしまった後の RCE の手続きについては、助成対象外になります。

※米国の Final Office Action 後、いくつかの対応方法がありますので、見積書については想定される手続きにかかる費用について数パターンを記載する等、手続き内容にあらかじめ余裕をもってお見積りください。申請時に見積り計上していなかった費用が発生した場合、助成金確定時に対象外となる場合があります。

Q7. 補助対象経費として銀行の送金手数料は認められるのでしょうか？

- A. 銀行送金料（実費）及び送金手数料（弁理士手数料）とも助成対象経費となります。ただし、本事業と関係のない、他案件と一緒に銀行送金をした場合は、銀行送金料（実費）及び送金手数料（弁理士手数料）はすべて対象外となります。また、複数回の銀行送金を行った場合は、初回のみが対象となります。

Q8. 申請書は PDF で提出する必要がありますか？

- A. Word ファイルのままご提出ください。（押印は必要ありません。）

Q9. 申請から応答期限まで、何日あれば応募可能ですか。

- A. 具体的に必要日数は設けていません。申請日から書類に不備がない場合は、原則 2 週間を目処に採否決定し、採択通知日以降に中間応答手続きが可能となりますので、それまでの期間を考慮し余裕を持って申請してください。

Q10. 代理人費用について、翻訳費用を合算したタイムチャージで見積書（請求書）が提出されました。翻訳費用を切り分ける必要がありますか。

- A. 翻訳費用は 0 円とし、「現地代理人費用」、又は「国内代理人費用」として計上頂いて構いません。